

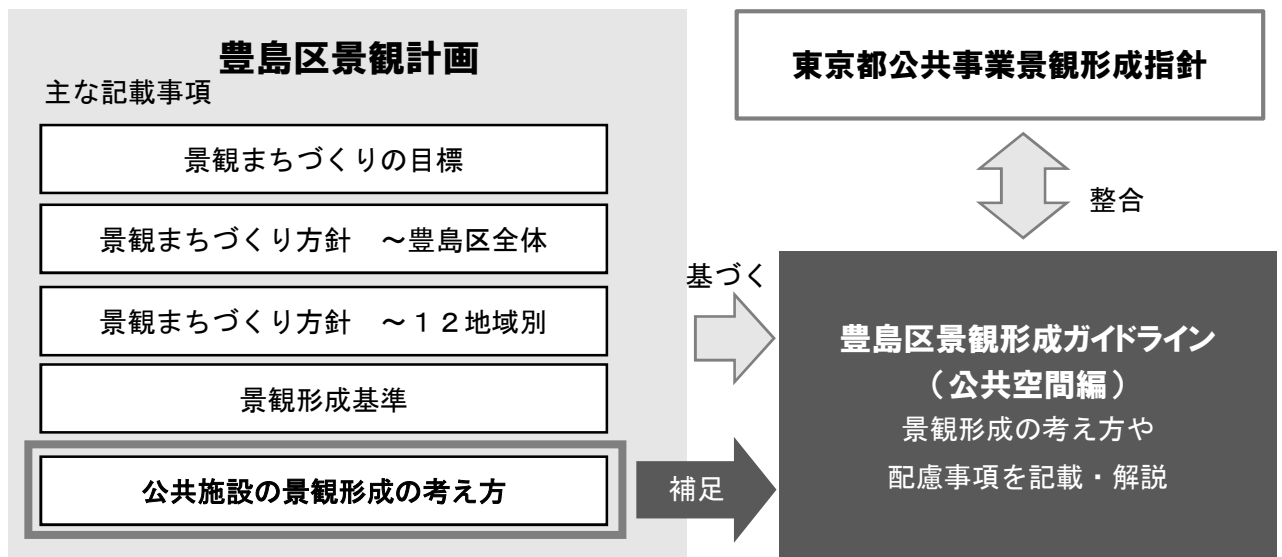
景観形成ガイドライン～公共空間編～について

本日の報告内容

- ① ガイドラインの目的と位置づけ
- ② 検討状況
- ③ ガイドラインの構成

1. ガイドラインの目的と位置づけ

- 道路や河川、公園、学校、広場など景観を構成する重要な要素である公共空間について、豊島区景観計画に基づき、景観形成の基本的な考え方や配慮すべき事項を示す。
- 職員の景観に対する理解を含め、区が整備する公共空間の景観的な質の向上を図るためのツールとして活用する。



2. 検討状況

年	2018									2019		
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
職員に対する 景観啓発		 学識経験者による 景観講義(計4回)										
関係課による ミーティング	5/29 ○ ・良好な 景観の要素 ・景観計画		7/9 ○ ・ガイドライン の構成 ・基本方針		8/29 ○ ・基本方針 ・具体事例		10/25 ○ ・評価の仕組み ・庁内連携			○ ・共通要素 ・具体事例		
景観審議会(○) 景観部会(◇)	5/21 ○ 報告			8/9 ◇		10/1 ◇		12/13 ○ 報告	◇	◇	○ 諮問	

3. ガイドラインの構成

基本編

- 豊島区の景観形成の目標を知りたい
- 公共施設や公共空間の景観まちづくりにおける役割や景観形成に向けた基本的な考え方を知りたい

応用編

- 公共建築物や道路・橋りょう、公園・緑地・緑道等の景観形成に向けた具体的な手がかりを知りたい
- 何が問題で景観への配慮が必要なのか、景観に配慮することでどんな効果が期待されるのか知りたい

評価編

- 景観への配慮が適切に行われたのかどうかを確認したい
- 各公共施設等の景観評価がどのように活用されるのか知りたい

基本編

I はじめに

本ガイドラインの役割や対象となる施設、構成をまとめています。

- 1 景観形成ガイドライン公共施設編の位置づけと役割
- 2 対象となる公共施設
- 3 ガイドラインの構成と使い方
- 4 豊島区が目指す景観まちづくり

II 基本事項

公共施設等の景観形成に向けた基本的な考え方をまとめています。

- 1 公共施設等の景観まちづくりにおける役割
- 2 公共施設等の景観まちづくりの基本的な考え方
- 3 公共施設等の景観まちづくり方針

応用編

Ⅲ. 方針の実現に向けた取組み

景観まちづくり方針ごとに、方針の実現に向けた各施設の取組みを解説

企画・構想・調整段階

- 方針1 地域の景観資源や特性を尊重します
- 方針2 まちづくりにおける施設の役割を把握します
- 方針3 地域住民や企業、関連する部署など様々な主体との調整を図ります

計画・設計段階

- 方針4 景観の「地」と「図」の関係を意識します
- 方針5 地域や周辺の公共施設とのかかわりに配慮します
- 方針6 施設の利用者や地域の目線にたち、快適な公共空間づくりに配慮します
- 方針7 安全性や機能性と景観を両立します
- 方針8 時間の経過に配慮します

維持・管理段階

- 方針9 地域と施設のかかわりに配慮し、維持管理の体制づくりを進めます
- 方針10 設計意図を継承し、適切な維持管理を進めます
- 方針11 地域に親しまれる景観を残しながら、より良い景観づくりを進めます

Ⅳ. 景観デザインの参考集

個々の要素について、景観形成の考え方を示すとともに、景観デザインの参考となる事例を写真で紹介します。

「豊島区景観計画」で記載している色彩基準を紹介し、景観に馴染む色彩の考え方を解説します。

- 要素別
- 1 フェンス・塀類
 - 2 ポール類
 - 3 ネット類
 - 4 擁壁
 - 5 設備類
 - 6 舗装類
 - 7 駐車場・駐輪場
 - 8 仮囲い
 - 9 植栽類
 - 10 照明類
 - 11 公共サイン

- 色彩
- 1 色彩の基準
 - 2 街並みと調和しやすい色彩例

評価編

Ⅴ. 推進方策

ガイドラインの推進方策として、景観デザイン評価の運用の仕組みや評価シートをまとめています。

- 1 公共施設整備に係るデザイン評価
- 2 景観条例に基づく手続き

《10月1日 景観審議会デザイン検討部会での意見》

委員意見		対応方針
タイトル	(後藤委員) 公共施設・公共空間編にしてはどうか	(P. 1) 主旨を鑑み、公共空間編とする
Ⅱ. 基本事項 1. 公共施設等の景観 まちづくりの基本的な 考え方	(後藤委員) 屋外の公共空間、みんな開かれた空間に対して、公共施設がど う寄与できるか考えることが大切	(P. 13) 公共施設の役割として、公共空間を提供する視点 を加える
	(後藤委員) お手本という表現は変えた方が良い	(P. 11) 文言を修正する
(2) 施設別の景観ま ちづくりの視点	(加藤委員) コラムに具体的な事例を示すのであれば、その取り組みの成果 まで示すことが必要	(P. 19、P. 18) コラムについて、取組みとその成 果が分かるよう内容を修正する。 写真も用い、賑わいの様子を伝える。
	(後藤委員) 建築物、道路、公園の間に生まれる空間、それらの関係性のデ ザインについて記載すべき	(P. 4) 都市空間の模式図により、俯瞰的な視点 で、施設の繋がりが分かるような工夫を図る
	(加藤委員) 各施設が配置された都市空間の模式図で、施設間のつながりが 示されると良い。	
(3) 段階に応じた景 観まちづくりの推進	(後藤委員) レビューの視点が必要。 レビューのための統一フォームをつくと良い。	レビューの手法についてPTで検討。 (P. 61) 第5章に記載

2. 公共施設等の景観まちづくり方針	(後藤委員) 「地」と「図」の関係にした方がよい	(P. 21) 文言を修正する
	(後藤委員) 都市空間から死角をなくす視点が必要。(〇〇越しの見えなど)	(P. 21) 方針 6 に文書を追加する ⇒「都市空間に死角をつくらない開放的な景観づくりに配慮する」など
Ⅲ. 方針の実現に向けた取組み	(村木委員)(志村委員) 失敗例はどの様に示すのか。 文章だけではイメージが伝わりにくいのでイラスト等が必要。	(P. 31～) 実例を写真では載せづらいので、イラスト等で特徴を表現する。
	(加藤委員) 方針 3 について、図となるもの、地となるものの前提が意識できる内容とするべき。	(P. 30) 地となるもの、図となるものの考え方を追加する。
	(加藤委員) 配慮事項について、配慮することによる成果や、どう景観が良くなるかが期待されるか示すべき	(P. 30～)「配慮事項→具体例」という構成から「配慮事項→期待される成果→具体例」と修正する
	(後藤委員) 構想・企画段階で、まわりの道路や公園の関係、および関連する様々な主体との企画調整の視点を盛り込むべき。	(P. 28) 方針または配慮事項に追加する。 →「周辺の公共施設や関連する様々な主体とのかわりに配慮する」
その他	(後藤委員) どうすればガイドラインが隣の部署との連絡をする際の辞書になるのかという視点が必要	実際に利用しやすいよう、要素別の事例集を記載。併せて、部会等で学識経験者の方から頂いたアドバイス等も掲載
	(志村委員) 東京都の管轄する施設との関係について考えるべき。	(P. 4) ガイドラインの使い方として、東京都の協議の際に使用することを追加する